

質疑応答

◆草加 大野市議

私が疑問に思っているのは、がれきの処理が進まないために復興・復旧ができないのか、ということです。いま全国的にも、広域処理を受け入れて協力したいという自治体側の思いと、被災がれき、放射能がれきですね、これが来るのではないかと住民の不安のなかで、いろいろな問題が発生していると思うのです。私は議員として、被災地域をこの目で見たいと思いまして、5月16日から3日間、仙台市宮城野区のボランティアセンターに、うちの平野市議団長と他の方4人で行ってきたのです。1日めに地元の方が「被災地を見ていただくのもボランティアですよ」ということで、名取市と荒浜地区（仙台市）と七ヶ浜、多賀城市を案内してくれたのです。意外だったのは、がれきがほとんど無かったのです。海岸線沿いにいくらかありましたが、基礎部分だけを残すような一面更地になっている広大なところには、がれきはまったくないのですよ。地元の案内してくれた方に「なんで復旧・復興が進まないのか」とうかがいましたら、「この地域は建設禁止区域に指定された。国が現在の土地の価格の6割は保障するから、高台移転とか代替地を買ってそちらに引っ越してくださいと言っている。だけど津波で被災して地盤沈下しているところの、今の土地（価格）の6割なんかではとても代替地は買えない。まして建物は一切保障が出ない」と（答えた）。更地になっているところも、そこに（家屋などを）建てさせる気はないから、インフラ整備がまったくされてなくて、もちろん電気も水道も何も来ていない、ただ荒れ野原なのですね。そういう状況を見たら、私はがれき処理が進まないから復旧ができないというのはまやかしだなと、仙台市を見る限り思ったのですよ。ただ、先ほど先生がおっしゃっていたように、それ以外の石巻や気仙沼とかは見えていないので、仙



台市だけでは言えないかもしれないけれども、やはりそういう実態をよく把握していく必要があるのではないかと感じました。今、国が自分たちでやらないことを、がれき処理が進まないことを理由づけて合理化している部分もあるのではないかと感じたしだいです。

先生は全体、岩手県も含めてごらんになっていると思います。いったいどうなのか、私の見て感じたことは一面的なことなのかどうか伺います。

◆桶川 永野市議

先ほどお話の中で、「3年で処理すると国が決めてしまった、これが足かせだ」というのですが、そもそも3年とする国の根拠は何なのか。

今、3年で処理するんだということで、がれき処理についての利権、補助金などが出るぞというのに、いっせいにこれに「金をもらうぞ」という動きがあるということで、その関係で言うところのどのように実態はなっていると捉えられているのか。

放射性物質ばかりではないのですが、そもそも放射性物質には安全基準というのは一応決めたものであって、これが絶対安全ですという閾値はないわけですよ。（がれき処理受け入れに）住民の納得を得られるわけがないと私は思っているのです。何をもって住民合意とするかというところで言いますと、これは絶対合意が取れないと思うのです。で

すから、放射性物質だけの問題で言いますと合意は取れないと思っていますし、放射性物質だけでなくアスベストもあればヒ素が混ざっていたりいろいろありますよね。そういう有害物質が入っていますから、受け入れるという前提など無いと思うのです。そのところは、要するに受け入れる、受け入れないみたいな話になりますけど、そもそもそうではないのではないかと考えているのですが、そこはどうかのでしょうか。

結局のところ、どうしたらいいのかというところで私もそうですが皆さん悩んでいると思うのです。今、専門家の見解もいろいろで、党の対応についても各自治体で違うということがあります。そういう意味でも、住民の合意を得るのは全く無理だと思っています。今話が出ているのは、神戸の震災の時にも広域にしなくても地元で処理ができたという実績があるわけですから、（今回も）できるのではないかという話があります。むしろリサイクルするには足りないという意見を言っている人もいますので、そのへんはどうかか教えてもらいたいと思います。

□田口名誉教授

私も被災地全体を見てきたわけではありません。見た限りでは、災害廃棄物の分別や処理にバラツキがありますね。被災地によっては数か月前にすでに6～7割終了している。処理率が高いところに行きますと、「災害廃棄物が復旧・復興の妨げになっている」といわれてもピンとこない。一方、被災地の中には半年から10カ月前とあまり変わらない、進展が見られない場合もあります。進捗にバラツキがあるわけです。仙台市のように順調に推移している被災地がある一方、そうでない被災地もある。県外で「広域処理」しなくても災害廃棄物の処理等ができる被災地もある。仙台市では県内の災害廃棄物を受け入れる余地が生まれてきている。「間もなく処理等が終了するので、県内の災害廃棄物を受け

入れることができる」とすでに情報を発信している、そこまで進捗しているわけです。

進捗すべき体制を整えているところで、災害廃棄物の処理等も進捗しているということでもあります。災害廃棄物には一般廃棄物、つまり生活系廃棄物も含まれているが、産業廃棄物の中でもとくに慎重な処理が必要な「管理型産業廃棄物」も含まれている。これら多様かつ膨大な災害廃棄物を、被災地のすべてがそれぞれの域内で処理等を行うことに無理があるわけです。それこそ危険で有害な産業廃棄物の処理に必要な施設やノウハウ、実績を持っている業者の協力を得て「域内処理」が可能な状況にある被災地ではそれもできるが、そういう状況にない被災地では無理です。政令指定都市の仙台市だけは震災以前から一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理等を事業として所管してきた関係で、「域内処理」の体制を構築することができたということで、仙台市以外ではそれが無理であったということです。

このため、仙台市以外の県内の被災地の災害廃棄物について、「宮城県災害廃棄物処理計画」は県が一括して事業を受託する方式を選択しています。仙台市では「域内処理」、自前での処理等を行うとしている。いわゆる「仙台市方式」を選択しています。自前で処理するといっても、市の職員や施設で処理・処分等のすべてを行っているという意味ではありません。多様な災害廃棄物に対応する能力やノウハウや実績を持っている、経験の豊かな産廃業者などが市内・域内や周辺に存在し、協力関係を構築できる状況にある市町村の場合は「域内処理」が可能だということです。政令指定都市の仙台市ではそれが可能であるが、仙台市以外では可能でないと判断しての、一括受託方式です。

仙台市でも沿岸部に設けられている3カ所の搬入場・集積場（中間処理場）には分別途上の多様かつ膨大な災害廃棄物が集められ、分別や処理・処分・リサイクル等が行われて

おり、現在、搬入場内にいくつもの災害廃棄物の山を形成しています。石巻市などでは事業が進捗していないため、中間処理以前の瓦礫の山を間近に見ることができます。被災地の風景のバラツキが目立っています。災害廃棄物をどのように処理・処分するのか、行政の対応にも隔たりがあり、バラツキにつながっています。「広域処理」を期待している被災地も現にあるわけです。国が「広域処理」の方針を選択し、被災地外に災害廃棄物の受け入れを要請しているわけであるから、被災地外の受け入れ、「広域処理」を期待し、撤去を待っている、いわゆる「待ち」の構えになっている被災地もあるわけです。災害廃棄物の撤去や処理等が未だに手がついていない被災地や場所も確かに存在します。バラツキが生まれて当然です。

災害廃棄物処理は国の責任で

国が「広域処理」の方針を打ち出し、国家の責任で「広域処理」をやるのかのごとき幻想を与えてきたことに、今回の大きな誤りがありました。国がやったことは「広域処理」の方針を打ち出し、被災地外に受け入れを要請し、被災地外の、とくに市町村等に責任を転嫁しただけで、それ以上は何もしない、責任を取らない。これが「3.11」に対する国の向き合い方・基本方針でした。「3.11」から1年経った現在も、震災直後の状況が基本的に変わっていない。こうした状況に放置してきた、これこそが国家責任の放棄以外の何ものでもない。国家犯罪の1つに数えることができると思います。災害廃棄物に関わる問題の解決については、最初から最後まで国が責任を負うべきなのです。誰が出した災害廃棄物というわけではない。未曾有の大災害によって発生した排出者・排出源・発生源を特定できない多様かつ膨大な廃棄物、それこそが被災地で発生した災害廃棄物であります。国が総力をあげて、責任を持って解決すべき国家的災害であります。国家責任を明確にし

て「3.11」に向き合っておれば、今日的な混乱に陥ることは避けられたはずであります。

復興妨げる要因は他にも

膨大な災害廃棄物が被災地の復旧・復興を妨げるという言い方は、昨年6月ぐらいまで（現在もいわれているが）災害廃棄物を被災地外の都道府県・市町村が受け入れ、「広域処理」を推進する際の格好の口実に使われていたし、「広域処理」を正当化・合理化する格好の口実、理由付けとして頻繁に便利に用いられてきました。これもまた紛れもない事実です。国だけでなく、メディアも被災地の復旧・復興には災害廃棄物の撤去が不可欠であると、この口実を盛んに利用していたと思います。復旧・復興のためには被災地外が一刻も早く災害廃棄物を受け入れ、「広域処理」に協力すべきである、災害廃棄物に関わる問題を分かち合う、こういうことだったと思います。もちろん、災害廃棄物が復旧・復興の妨げにまったくなくなっていないというつもりは毛頭ないが、妨げている要因はほかにもいろいろ考えられます。経済特区制度の導入にこだわっている問題、「ブロック方式」を採用し、廃棄物処理について実績もノウハウも待ち合わせているとは考えられない大手ゼネコンなど大企業に災害廃棄物の処理等の参入を認め、一括委託の契約を取り交わし、結果的に「災害ビジネス」に災害廃棄物の処理等を委ねたことも要因の1つであります。

周知のように、「災害ビジネス」は日本だけの現象ではない。わが国の場合、「3.11」以降、あるいは「3.11」を契機に「災害ビジネス」が「復興ビジネス」として本格化してきているように思います。住民や地域の災禍・災難をビジネスチャンスとして捉える企業文化が急速に浮上してきています。災害などの惨事的な状況を意図的につくって、そこに企業活動として乗り出していく。ビジネスチャンスを嗅ぎつけ、群がっていく資本主

義の企業戦略（「惨事便乗型企業活動」）で、世界各地で戦後の早い段階から表面化してきた経済現象であるが、「3.11」以降、災害廃棄物への対応や、被災地の復旧・復興、被災地の復興計画の策定などにおいて「災害ビジネス」というべき現象が、「復興ビジネス」などの形を取って顕在化してきたのであります。被災地3県を見舞った大震災・原発事故を「災害ビジネス」として利用する状況を見落とすことはできません。東京の大手シンクタンク、わが国のそれぞれの分野を代表するような名だたる大企業が「災害ビジネス」や「復興ビジネス」を期待して被災地に殺到しているのです。現在、わが国は非常な不況下にある。景気低迷の中で各企業は「仕事づくり」に狂奔し、被災地に群がっています。その証拠に仙台市は今、「震災特需」を背景にした「震災景気」を呈しています。仙台市ではホテル宿泊客が殺到し、宿泊が困難になっているといわれています（新聞等の報道）。異常な現象ですが、現にそうなのです。ただし、こうした「震災景気」の状況を呈しているのは仙台市だけで、被災地全体は好況と無縁な状況にあります。

繰り返しますが、災害廃棄物の存在が被災地の復旧・復興の妨げになっていないとは決して言わないが、復興等の妨げをいっこうに進展しない災害廃棄物の処理等に転嫁すべきではないと考えています。災害廃棄物への転嫁は責任逃れであり、現実を踏まえない無責任な発言や報道であると考えます。復旧・復興の遅れの原因を現時点で求めるとすれば、原因は他にあると考えます。

放射能の安全基準については、質問で指摘された通りだと思います。放射性廃棄物についての安全基準の数値はころころ変わっています。どの数値を信じるべきか分かりにくくなっている。ここまでさまざまな数値が示され、数値変更を繰り返すと、もはや安全基準として示されている数値を誰も信じない。現在、こういう状況になっていると思います。

専門家・研究者もそれぞれが信じるところの数値を発表しているが、行政はどの数値を安全基準として採用すべきか、行政自体がふらついている。少なくとも民主党政権が「3.11」以降に発表した数値はころころ変わるので、すべてが信じられない状況になっています。

終了期限については、「特別措置法」も被災地が策定している「災害廃棄物処理計画」も3年以内に処理等を終了すると明記し、終了期限は確かに2014年3月末となっています。なぜ3年以内であるのか、よく分からない。それぞれの被災地の災害廃棄物の処理・処分やリサイクル等を3年以内に終了できる確たる見通しがあつて終了期限を決めたとは考えられません。根拠は希薄であります。財務省の都合で決められた年限ではないか。「だから事業をやっているのは災害廃棄物処理等の事業費が膨張の一途をたどる危険性がある、歯止めをかける必要がある。終了年限を絞り、事業費を抑制したい」という財務的発想で決定されたものと考えます。

期限のばしてでもリサイクル等を

リサイクルについては、指摘の通りであると思います。時間をかけることでリサイクル率をあげることができるが、リサイクルよりも災害廃棄物処理のスピードを優先したということであると思います。がれきなどの災害廃棄物には再生利用などリサイクルが可能なものが少なからず含まれています。この種の廃棄物についてはリサイクル等の途を積極的に模索すべきであるが、3年以内という期限を考えるとリサイクル等に軸足を置けない。3年以内に終了するという終了期限が市町村等には大きなプレッシャーになっています。終了期限を延ばしてでも、リサイクル等環境に配慮した事業を模索すべきであると思います。被災地での「仕事興し」と連動させながら、災害廃棄物の処理やリサイクル等を推し進める方がベストであると考えます。このた

めにも終了期限というプレッシャーを取り除く必要があります。

住民合意の形成は難しいですね。行政不信などが背景にあると思います。民主党政権は震災対応・対策だけでないが、方針や政策がころころ変わり、一貫性を欠いています。住民合意形成の出発点には行政への信頼があります。ところが、情報の開示が不十分であるし、開示・提供する情報自体もころころ変わり、不信を招いています。行政や情報への不信がここまで高まり、定着すると、住民合意形成は難しい。合意形成を図ろうとするなら、行政は誠意をもって調査に当たり、資料やデータを積極的に開示し、時間をかけて行政や情報に対する信頼を得る努力をする必要があります。その意味では、不信を醸成するような従来の行政姿勢を大きく転換することが不可欠で、転換ぬきには合意形成のスタートラインにも立てないと思います。

◆埼玉自治体問題研究所 木村研究員

田口先生といっしょに現地を見てきました。陸前高田、仙台、石巻。私は現場で清掃をやっていたので、一般廃棄物として自治体の焼却場で受け入れられるのかどうか、ということで見てきました。実際行ってみたら、一般廃棄物ではないのですね。見てみると、要するに家が壊れたものですから、建築廃棄物なのです。だから、建築廃棄物を処理する、リサイクルする業者がプロなのです。それを自治体がやるのは相当無理があるということですね。そんな風に感じました。それをうまくやっているのが仙台だということなのです。

それから、時期が2014（平成26）年3月31日までとお尻が決まっている、タイムリミットがあるわけですが、これに向けていろいろなところが計画を立てたわけですけど、宮城県と岩手県の対応は違います。宮城県のほうは今焼却炉ができたところです。石巻は1日1,500トン。300トンの炉を5つ作ったわけですけど、5月13日にようやく火入れ

式が終わったばかりということで、全部動くのは8月です。一方、岩手県はすぐ立ち上げてやっています。仙台は去年の10月から焼却していますから、期限内で終わります。全部自治体と産廃業者がちゃんとお互いを理解し合っているというところで、そういう契約が成り立った。事業者がプロポーザルをやったのが、去年の3月15日に提案書を作ったということですから、4月時点で契約を結んで仕事に入っているという、そういうスタートですね。一方は、宮城県は9月中旬から、遅いところは去年12月に契約したということだってあるわけですよ。そこから焼却炉を建ててスタートですから、どんなに早くても（期限内に）終わらないのですよね。大きい焼却炉を立てれば終わるのですけど。でも石巻はどう計算してもだめです。燃やせないというか、処理できません。間に合いません、絶対に。（日量）1500トンでは追いつかない。そこで最初から広域でお願いするということ的前提にしたプロポーザルで、それが通ったのです。それは4割を、あそこは全部で800万トンくらい出たのですけど、その4割ですから300万トンくらいですね。つい最近まで宮城県は広域処理の量を全体で300万トンあるということだったのですけど、ほぼそれに匹敵するような量を北海道の苫小牧に持っていくという計画のプロポーザルが通ったのです。ところがそれは苫小牧の住民の反対で失敗したのです。だからその量がそっくり、どこかで負わなくてはならないという形になったというのが数字上の問題ですね。

では自治体で受けられるのかどうかということと、今どれくらいあるのかということですが、5月21日に環境省が見直しをしました。それまでは航空写真を見て住宅密度などで概算していたわけですが、今度は実際に集まっている状況からやったということで、宮城県は344万トンから減って127万トンに。岩手県は57万トンから増えて120万トンですが、実は不燃ゴミの中に津波堆積物、泥で

● 広域処理必要量(万トン)

(見直し前)⇒(見直し後)

	木くず	可燃物	不燃物	合計
岩手県	47 ⇒ 18	3 ⇒ 12	7 ⇒ 90	57 ⇒ 120
宮城県	73 ⇒ 44	132 ⇒ 31	139 ⇒ 39	344 ⇒ 127
合計	120 ⇒ 62	135 ⇒ 43	146 ⇒ 129	401 ⇒ 247

※可燃物については、可燃系混合物、プラスチック、畳、漁具・漁網等を含む。
(2012年5月21日 環境省発表)

すね、これを計算に入れたということで増えたのです。それぞれ処理・リサイクルの仕方は違うと思います。5月21日に宮城県議会が開かれて、資料が出されました。さっき言った(災害廃棄物)127万トンの中身ですが、再生利用・可燃系ということで47万トン。中身は木くず44万トン、プラスチック2万トン、タイヤ・畳等1万トンというふうになっています。木くずのリサイクルとは何かを確認したのですが、主にサーマルリサイクルということで、ボイラーなどの燃料です。つまり現地ではチップ化するところまでやってくれます。それを受けてサーマルリサイクルで使う、ボイラーなどの燃料に使う。きれいなものはボードに作って建築材にするということで44万トンです。これは自治体がからむものではないと思います。プラスチックの2万トンも、おそらくふつうの焼却炉では燃やせるものではない。タイヤや畳も違いますね。他に「可燃系混合物」28万トンとなっていて、これは石巻のブロックから出てきます。どんなものと混合されているのかというのは、山になっているものを見たのですが、そうとう不燃物も可燃物も混ざっていると思うので、中身を自治体の焼却炉で燃やせるのか。ましてやプラスチックを入れないということで、ダイオキシンを防ごうと容器リサイクル法でやっているところなんかは、現地を見ますと仙台の可燃系のゴミでも農業用ビニールシートとかいろんなもの、要するに腐らないものもいっぱいあるわけですね。それをやるのは、普通の炉ではいためてしまうので、あそこではキルン炉を使っていたのですが、その前に前処理で細断しているのですね。そ

うやらねば炉に引っ掛かってしまいます。それから埋め立て処分が39万トンという、こういう中身になっています。

岩手県のところもよく見ないとわからないのですが、よく見てということです。環境省の方と話をしたのですが、「焼却に適さないものを無理矢理焼却してくれとは頼んでいません」ということなのです。だからそのものを見て、うちの炉で焼却できる「可燃物」であればいいけれど、ということであくまでも無理してまでお願いしている中身ではありませんということなので、中身を見てからだと思っています。

◆熊谷 大山市議

大きく2点お願いします。一つは田口先生にですけど、先ほど「太平洋セメントで受け入れることはリサイクルだ」というお話がありましたけど、これは私たちも賛成していいのかどうか。実は議員団でもとても混乱しておりまして、学習会に行くたびにどうしていいか本当にわからなくなります。復興支援のためにこれを受け入れることになっているわけですけども、市民の方にも、先日は議会の中でも保守系議員と共産党とで、それこそめる原因なのです。ですから、本当ならば復興支援ですから、みんなが気持ちを一つにして、先ほど「合意がなかなか得られない」ということでしたけど、できる限り合意をした形でしたいというのがみんなの気持ちだと思うのですが、先ほど言いました、セメントに固めるということではリサイクルというお話でしたので、これを進めてもいいのかどうか。

それから、青木副課長のお話を伺うのはきょうで4回目です。私たちは何回かそういうところに対応させていただいて、直接お話も伺い、また実証実験にも対応させていただいていますので、ある程度わかるのです。近隣の自治会長さんなんか、説明会に参加された方はわかって、本当に近所の自治会長さんも「早く進めるべきだ」ということでお話をされたんですけど、実は「共産党が一番正しいことを教えてくれるだろう」ということで、自治会に関係ない方、市内の遠い方からも電話があって「本当のところを教えてください」というお話が結構あるのです。それで、今週の月曜日に市長に、「9回の説明会をしたということなんですけども、これ以上の説明会をしてもらいたい」と聞いたら、「県がやらないから、やらない」というお話をされていました。今後、県では私たちの不安を払拭するために、本当に受け入れてもらいたいということであれば、全市、何カ所でもいいと思うのです。近隣の自治会長さんだけでなく、深谷の方も心配されている訳ですから、要望があったらぜひ説明会をしていただきたい。その辺について、1点ずつお願いします。

●司会 村岡県議

太平洋セメントの関係で、この前県議会特別委員会で熊谷の話が出たのです。自民党の県議が「実証試験と（放射線量）測定をやって、住民の皆さんが来た。そのときにある政党の議員さんが測定器を持ち込んで測ったら、数値が県の測定値と同じだった」と言ったら、ほかの議員から「それは残念だったな」という意見が出た。そうしたら、話を始めた自民党議員は「いや、そうじゃない。よかったのだ。そういう人たちが計ってくれて同じ数値だから、住民の皆さんが正しいと受け止めてくれるからよかった」と話す一幕がありました。

◆熊谷 桜井市議

先ほど住民説明会のことを大山が言いました。私たちが主催して説明会をやりたい場合に、県のほうから（職員が）来ていただけるかということも聞いたのですが、それにも県は「対応しない」ということだったのです。でもきょう、県議団主催の公開研修会で副課長が来ていただいていますので、熊谷市議団が主催してやったときにも来ていただきたいということ、追加でお願いします。

それから、木くずの100ベクレル以下は受け入れるということですが、100ベクレル以下は「放射性物質の（に汚染された）木くず」とは言わない、だから安全だという説明がきょうもありました。その辺について、本当に100ベクレル以下なら安全と言い切れるのかどうかというところも、お願いします。

□青木副課長

ありがとうございます。なかなか難しい質問ですが、まず第一点。住民説明会、おっしゃる通り9回やらせていただきました。確かにいろんなご意見がございまして。「どうしてそのエリアにしぼったのか」とか、「どうして地元住民だけでなく全市民を説明会の対象にしないのか」と、いろいろなご意見がございました。

まず第一は、さっきの「100ベクレル」にもつながってしまうんですけど、基本的には放射性災害廃棄物として扱わなくてもよろしいものを持つてくるのだということがまず大前提です。「煙突の煙の影響のある範囲の方を説明会に呼べ」というお尋ね・ご要望もございました。しかしながら、もともと放射性物質として扱わなくてもよろしいものを対象にしているということで、しかも実証試験の結果も排ガス中には放射性物質が検出されていないということも含めてですね、基本的には「影響する範囲」というものは定める必要がないというか定められない。定めなくてもいいと考えております。

先ほどご説明したように、安全については十分クリアしている。ただ安心の部分について、いかに基準を下げるか、これを今我々は汗を流し知恵を絞っているところです。一番不安なところは地元の住民だろうということです。100人の方がいれば100通りの意見があると思いますよ。どこで線を引けばいいのかということは、我々も苦労したところなのです。そういうことでまずエリアを限定させていただいて、しかも大きな会場ではなくて、ていねいに説明するためにはやはり小さな会場で、マンツーマンで意見を取り交わしたいと考えておりまして、のべ9回もやりました。これで地元の方にはご説明したと思っています。それ以外の方については、ホームページに資料をすべてアップしていますし、なにかお尋ねがあれば私どものほうにいつでもおいでいただいて、実際に来ていただいている方も大勢います。そういう方についてはお会いして丁寧にご説明させていただきますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

そちらの方で主催したものについて、我々が行って説明できるかについては、申し訳ありませんが検討させてください。今すぐに私の方で即答できません。上司と相談しながら検討します。

□田口名誉教授

太平洋セメントは木質系の災害廃棄物を受け入れている。事業や営業として受け入れている。環境の視点で考えれば、太平洋セメントが受け入れるような形でない方が望ましいのだろーと思います。ところが、近年の全国的な傾向で、太平洋セメントのように企業が原料の一種として木質系の廃棄物を受け入れるようになってきています。その流れで今回、太平洋セメントは埼玉県を受け入れ要請に応えたのだろーと思います。それ以上でもそれ以下でもないと思います。現に、太平洋セメントは被災地にある事業所でも宮城県や岩手県の木質系の災害廃棄物をより分け、減塩措

置などを講じて積極的に受け入れています。木質系災害廃棄物を原料として利用し、セメントをつくっている。問題はこうしてつくられたセメントやセメント製品の品質、そして使用後の環境影響等の問題です。こうした経緯を経て生まれたセメントがどのような場面で主として利用されているのか？セメントとして買い取られた会社でどのような製品に化け、強度面や環境影響面で問題がないのか、品質の劣化や環境影響について行政や企業等によって分析・検討され、検証されているのかどうかが問題であります。製品化されたセメントや個々のセメント製品について追跡し、検証することに大いに関心があり、分析結果や検証結果について疑念を感じています。製品情報について情報開示があり、納得できるものがない限りは、セメント会社の災害廃棄物の受け入れに危惧を抱かざるを得ません。セメント会社の安易な受け入れには慎重であるべきだと思います。このような問題意識や視点で、災害廃棄物をセメント会社が安易に受け入れることに私は賛成していないわけがあります。

□青木副課長

セメントについては、国で定めたクリアランスレベルというのが100ベクレルです。これは、われわれ人体が受ける放射線量の単位であるシーベルトで言うと、年間0.01ミリシーベルトなのですね。先ほど、1年間の許容シーベルトが1ミリシーベルトですよというお話をしたと思います。例えば、現に自然放射能で浴びているのがだいたい年間1.5ミリシーベルトです。さらに追加で1ミリシーベルトまではオーケーですよということで、合計2.5ミリシーベルトなのです。全世界の平均が年間2.4～2.5ミリシーベルトなのです。ということは、例えば外国に行って、むこうで生活しているのと同じくらいのレベルです。それと比較して0.01ミリシーベルトはその250分の1です。果たしてそれを神経

質に考えるのはどうなのかということがあります。

よく言われるのは、「セメントは1キログラムあたり100ベクレルとすると、100キロになると1万ベクレル、1トンになると10万ベクレルになるではないか」ということです。ベクレル数で非常に心配になる方がいらっしゃるのですね。でも、ベクレルが大きくなると比例してシーベルトも大きくなるか、0.01ミリシーベルトかける何トンとなるかというと、そうにはならないのです。コンクリートに囲まれて生活したとしても、1キログラム当たり100ベクレルの濃度では我々の受けるダメージは年間0.01ミリシーベルトなのです。ですから、よくベクレルの総量で不安をあおっているような冊子をみかけるのですが、正確ではないと思います。

◆久喜 杉野市議

時間もないので、いろいろあるけど絞りたいと思います。県の青木さんに一つ、費用のことについて。処理費用なのですが、今県の方では業者等を含めて処理を依頼しているということですが、市町村に対しても要請していますよね。この間、アンケートをやった後、担当課にすべて処理を要請しています。それについて、県なり国の方の、市町村が処理をする場合の費用については何か支援策があるのかどうか。それが一つです。最終処分地を造成することも含めての費用を伺いたいと思います。

それから、やはり住民の合意形成ということなのですが、私は合意形成に私たち自身も責任を持っていると思います。いろいろ議論のあるところだと思いますけど、それについて県の方も先ほどのような言い方ではなく、もっと住民の感覚、危機意識、はっきり言えば1960年代前後の米ソ核競争のときもいろいろな実験をやって、日本にも降り注いでいるわけですが、それらや自然界にあるものまで今の福島（原発事故）が原因だと特

定している住民も多いですよ。こういう無知はその人が悪いのではなくて、原子力行政そのものがいけなかったのだと思います。それはこちらへ置いておいて、そういったことの議論も十分県民にわかるように、県も責任を持ってほしい。市町村、私たちも責任を持つ必要があると思います。久喜市議会でも何度も「がれき受け入れを」と提案していますけど、市長のほうは及び腰です。しかし、やはり安全を見極めた上で、安全なものは受け入れを進めるべきだと思っているのです。そういったことへの支援策も伺います。

それから田口さんにですが、「域内処理か広域処理か」という議論がありました。これはどちらか二者択一という議論ではなくて、私は両方進めるべきだと思っているのです。そうした方式について、原則的な考え方はよく分かるのですが、実際の処理となるとやはりできることは全部みんなでやるのが大事だと思うのです。そうしたことで域内・広域両方をにらんで進めるべきではないかと思うのですが、それについてのお考えを伺います。

◆横瀬 大野前町議

埼玉県で熊谷、日高、横瀬でがれきを燃やそうということで、その3カ所のうちの1つです。

原子力廃棄物、放射性物質のがれきの広域処理について、国際的なルールとして汚れたところから、今話題になっているあっちこっちへ持っていく広域的な処理、これはいけないという「希釈禁止」の国際的なルールがあると聞いています。東京都にしても埼玉県にしても、知事が「かわいそうだからやってやろう」という感覚で手を挙げたように思えるのですが、こと放射能に関してはそのことは絶対にやってはいけないというのが国際的な考えなのですね。そうした考えからしますと、広域処理も本当によく考えてやらねばいけないのではないかと。そして、このことは私たち

の後から続く世代のためにも、今の我々の当然の責任であると考えています。

横瀬町で県による住民説明会があったときに、県の方は「希釈禁止」の件については「環境省がいいと言っているからいいのだ」という答弁をしていました。これは確かに一見、県の官僚からすれば環境省は一段上の国ですから、そういわざるを得ないのかもしれないけど、よく考えると「それでいいのか」という気がしてならないのです。その辺のところをどのように考えるか、お聞きしたいと思います。

それからがれきの処理、私も実は3月25日の三菱マテリアルの実験に立ち会いとして参加したのですが、確かに0.03マイクロシーベルトとか0.04マイクロシーベルトと線量は低かったです。低かったけど、しかしそのことによってますます横瀬が汚れる、それだけでなくも汚れているのに、さらに汚れると。そういう中でもし、三菱の工場で事故でもあった場合、その責任はどうするのだという問題がまだ県から回答が来ていないと聞いています。その辺はどうしていくのかということをお聞きしたい。

□青木副課長

まず費用負担の関係でございまして、市町村が処理をするということになれば、基本的には処理業者・自治体がかかった費用についてはすべて国庫補助の対象になります。ですから、岩手県が全部国庫補助の申請をしますので、かかった費用については岩手県から請け負った市町村が請求をする形になります。当然その前に委託契約を交わすのですが、トンあたりいくらでやるかということです。このトンあたりいくらという部分は当然環境省が適正な価格かを査定をします。必ず環境省が間に入って査定をし、契約を締結したあとについては岩手県に自治体が請求するという形です。これはセメント業者についても同じなのですが、セメント業者は岩手県と委託

契約を結びます。処理の委託契約を結びますので、当然かかった費用についてはセメント業者が岩手県に請求し、岩手県が支払う。支払ったお金については岩手県が今度は国に補助申請し、国から出る。今は全額、100%国から出るということになります。

一番難しい、合意形成のお話ですが、なかなか放射性物質というのは聞き慣れない、皆さんもシーベルトだのベクレルだの難しい言葉、初めて聞くような言葉ですので、我々もどういうふうに皆さんにご説明すればご理解いただけるのか、と考えています。先ほどの「閾値がない」という指摘は、まさにその通りなのです。要はそれなりの知見がまだ積まれていないということです。あるいはあまりにも低レベルのものについては、例えばその人がガンになったとします。それが放射線の影響なのか、タバコの吸い過ぎか、食塩のとり過ぎか、あまりにも何が原因なのか低線量の場合は分からないのです。例えば毎時100ミリシーベルトを超えるような高濃度のものであれば、確実にこれは放射線の影響だと分かるのですが、低線量についてはそれだけの知見がないし、それ以外の要素があまりにも多くてどれが本当なのか分からない。そういう意味での「閾値がない」ということです。そこで、年間1ミリシーベルトという基準を国でも埼玉県でも採用し、1ミリシーベルト以下のものは基本的に安全だと認識しています。閾値がないという、いわゆるゼロ・リスクということについては、「1ベクレルもあってはだめだ」と言われると、ちょっと説明が難しいのですが、その辺はぜひご理解いただく以外にないと思っております。

「希釈禁止」のルールには触れない

広域処理の拡散について、いわゆる希釈や拡散をすることは国際条約・約束に違反するのではないかというお話です。IAEAとの内容についてなのですが、さすがに県レベルではなくて国レベルの話なのですが、IAE

A調査団が日本を訪れまして、最終報告書の中で国の考えている方法は国際的な方法論と乖離していない、違ってはいない。その理由として、放射性濃度が低く一般廃棄物として通常どおり処理できるもの、埼玉県では放射性物質として取り扱わなくてもよい100ベクレル以下のものを扱うのですが、その移動については特にIAEAで拡散や移動を禁止するものではないということです。これはもちろん、県が直接IAEAに聞いたわけではございませんので、さすがに国を通さないと確認はできませんけど、国としてはそういう見解でした。すぐに国の責任にしてしまう話で申し訳ないのですが、そういう見解でした。

処理するセメント工場が通常運転ならいいけど事故になったら誰が責任を取るのかということですが、埼玉県の受け入れ基準については埼玉県が全責任をもって皆さんにお約束し、この基準をクリアするようにします。基準を超えた木くずについてはすべてお返しします。搬入もストップします。これだけはお約束できると思います。ただ、もし事故があった場合にどうなのかということなのですが、100ベクレル以下のものを受け入れて処理するということであれば、これは後で計算すれば分かると思うのですが、もし排ガスが漏れ出したとしても、100ベクレル以下のものではあれば、影響がないと我々は確信しています。それでも心配だということであれば、県は責任を持って工場周辺の調査をします。それでも心配だということであれば私はどう説明すればいいか正直わかりません。ただ、事故があっても100ベクレル以下のものではあれば問題はないと考えております。

◆横瀬 大野前町議

希釈禁止の件が町から議会のほうに伝わっていないのですよ。私も5月17日に臨時議会があって傍聴したのですが、もう少しでいねいに県から町の方に説明をしたらどうですか。IAEAが言ったのでしょうか。国が「国

のやり方は間違っていない」と言っていたでしょう。だとしたら、そのことをちゃんと説明しなければだめですよ。

□青木副課長

分かりました。町の方にとのことですね。そのようにさせていただきます。

□田口名誉教授

災害廃棄物の「広域処理」について否定的・批判的であります。「広域処理」と「域内処理」を併行して行っているのではないかとという主旨だったと思います。「広域処理」がまったく必要ない、「広域処理」の要請に応える必要はないと考えているわけでは、もちろんない。被災地の中で可能な限り処理・処分やリサイクル等を行う「域内処理」を基本に据えるべきであるというのが、私の考え方です。このためには3年以内に終了するという終了期限の設定が大変な障害で、緩めるべきであると考えています。法律や計画が定めている3年以内に終了するという時間的なハードルを低くするだけで、被災地内で処理等ができる災害廃棄物は大幅に増やせることは間違いなし、リサイクル等にさける時間も大幅に増やせると考えています。根拠希薄な「3年以内」が大きなネックになっています。被災地外の自治体や住民が災害廃棄物の受け入れ、「広域処理」に合意形成ができるのであれば否定的になる必要はないが、受け入れや「広域処理」にはやはり高い壁があると思います、状況は厳しいと思います。したがって、被災地外の状況を勘案すると、「広域処理」で受け入れられる災害廃棄物の量と質は限定的で、制約条件が厳しいと思います。こうした点を考えて、「広域処理」には否定的・批判的にならざるを得ない。「絆」の感覚での「広域処理」の主張や風潮には、安易さと危険性、そして脆さを感じます。「絆」的対応として全国で災害廃棄物を受け入れる、「広域処理」への要請・取り組みには正直う

さんくささや危うさ、嫌気を感じます。正直なところそのような感想を持っています。「絆」的対応や世論や反応に戦前の「非国民」的な風土や発想、雰囲気、嫌気を感じるのは過敏反応でしょうか。基本はやはり「域内処理」であるべきで、「域内処理」に必要な被災地内の処理能力と処理体制を強化するため、被災地が必要としている仮設の施設を建設し、稼働するため、国や被災地外の自治体が財政的な援助、人材面での援助や支援を責任持つて行うことが重要で大事であると思います。

「緑の防波堤」について

最後に、最近にわかに浮上してきている感のある（新聞などでも取り上げているが）、被災地で「土地が足りない」とか「土が不足している」「土地の値が上がっている」などの話は、背景に何があるのかについて話題を提供します。現地を見て歩いて、「土地がない」とか「土がない」という話を耳にしましたし、メディアでも取り上げていました。沿岸部の地盤のかさ上げなどが土地に対する需要増を促しているのかと思いますが、その一方、現地で防災対策や津波対策という名で「防潮堤」や「防潮林」に関わる構想・計画がある情報に接しました。現地で初めて見聞き、内容や背景について飲み込めず、宿題として持ち帰った経緯があります。帰宅してから資料等を調べてみました。

この構想の発案者・提案者は宮脇昭・横浜国大名誉教授（生物学・植生学）であることが分かりました。構想の詳細は省きますが、宮脇昭教授は10年近く前から外国などで植林を一生懸命やっている方で、その経験則にもとづいて、今回の大震災で発生した膨大な災害廃棄物、いわゆる彼がいうところの「がれき」を全国に分散し、処理する方法ではなく、今後の震災に備えてこのような活かし方があるとして提案しているのが「緑の防波堤」構想であります。太平洋側の被災地に「がれ

き」を利用した300キロから何百キロに及ぶ長大な「緑の防波堤」を建設するという構想であります。震災で発生した「がれき」を、防波堤を築堤する際の資材として有効に活用するという提案であります。この発想や構想についてはすでに細川元総理大臣を介して野田総理大臣に提案する一方、その他の政治家や経済人にも提言し、好印象を得ている。東日本大震災復興会議の場でも取り上げられ、評価を得てきていると、最近出版した自らの著書で述べています。

「がれき」の再利用という点だけに着目した場合、災害廃棄物のリサイクル策の1つ、世間の評価は上々なのかもしれませんが、構想に内在する問題は複雑で、簡単ではないと思います。時間をかけて多角的に検討する必要があると思います。宮脇教授のこの構想・提起をどう評価するか、構想の有効性や実現性についてどのように分析し、検証するのか、時間をさいて検討する予定であり、今日この場では試論的でも私見を述べるのは控えたいと思います。考え方や構想としては興味深いが、政策課題としての優先順位は必ずしも上位にくるものとは考えていません。災害廃棄物問題と被災地の復旧・復興・再生が、政策課題や政治課題としての優先度が圧倒的に高く、この2つと比較すると宮脇教授の「緑の防波堤」構想は中長期的な検討課題の域を出るものではありません。それに宮脇教授の構想は、著書で述べているように大企業や有力な財界人や経済人、起業家、政治家、文化人などとの意見交換や意見調整を経て集約したものです。政界や財界などの応援部隊、協賛団体の支援を経て浮上してきた提言・構想であるという背景の存在を指摘しておくべきであると思います。21世紀の新たな大規模国家プロジェクト、新たな大規模公共事業を期待されて浮上してきたのではないか、この点についても改めて検討する必要があると考えています。

日本共産党埼玉県議会議員団公開研修会記録集

震災がれきの広域処理を考える

2012年7月25日

発行：日本共産党埼玉県議会議員団

